

## 第三部

「個人情報情報保護・利用の在り方に関する懇談会」報告書

# 目 次

はじめに	1
I 個人情報情報の保護・利用に関する現状と問題意識	3
II 基本的考え方	
1. 個人情報保護の必要性	7
2. 適正与信のための個人情報利用の促進の必要性	8
III 個人情報情報の保護のための措置	
1. 保護の対象となる個人情報情報の範囲	9
2. 行為規制の対象者の範囲	11
3. 情報の収集等に当たっての本人の同意と収集の制限	12
4. 情報主体（消費者）の個人情報に対する権利	13
5. 本人以外による情報の開示請求	14
6. 情報の適正管理	15
ア. 安全保護措置	
イ. 最新性・正確性の確保	
ウ. 外部委託先等への情報提供	
7. 個人情報情報漏洩等の早期発見とその抑止	16
8. 民事訴訟手続きによる救済	17
9. 行政機関による監督	17
10. 刑罰の適用等	18
11. 自主規制による対応	19
12. 情報システムの整備による対応、 情報保護に関する標準化への動き	20
13. 地方公共団体の役割	20

IV 個人情報情報の利用促進のための措置	
1. 情報提供の重要性	2 1
2. 信用情報機関への情報の全件登録・ 全件照会とポジティブ情報の交流の促進	2 2
3. 信用情報機関の在り方	2 3
4. 個人情報情報の与信目的外利用の在り方	2 4
V 議論の整理の位置づけと今後の作業	2 5
個人情報情報保護・利用の在り方に関する懇談会名簿	2 6

<参考>

1. 個人情報情報保護・利用の在り方に関する懇談会の開催状況	2 7
2. 現行の個人情報情報の流れ（イメージ図）	3 0
3. 消費者向け信用残高（推計）の推移	3 1
4. OECD理事会勧告及びEU指令の概要	3 2
5. OECD/EU加盟国の個人情報保護法一覧	3 5
6. 主要国におけるプライバシー保護法の体系	3 6
7. 主要国における個人情報情報保護法制の内容比較	3 7

## はじめに

- (1) 消費者向け信用供与は着実に年々拡大を続け、平成8年度の新規供与額は105兆円（金融機関・貸金業者等からの消費者金融43兆円、クレジット業者等による販売信用32兆円、住宅ローン30兆円）、平成8年度末の債務残高は218兆円（消費者金融57兆円、販売信用18兆円、住宅ローン143兆円）に達する中、国民生活に深く関わるものとなっている。金融機関等の与信業者は、顧客から個人信用情報を収集するとともに、信用情報機関を通じて他の与信業者が収集した情報の照会等を行い、これらの情報により与信判断を行っている。
- (2) 個人信用情報の収集等は、最近における与信業者や信用情報機関による情報漏洩問題にみられるようにプライバシーの侵害につながる場合があり、個人信用情報を如何に保護するかが緊急の課題となっている。個人信用情報の保護に関しては、①「情報主体」（債務者等個人についての情報に関し、その当該本人のこと）の権利が明確でないことや、与信業者・信用情報機関等における情報管理のルールが明確でないこと、②現行の通達を主体とした規制により、信用情報機関の登録・照会については一定の措置が講じられているものの、与信業者が収集する情報で信用情報機関に登録しない情報については何ら措置されておらず、また、違反行為に対する罰則がないこと、が指摘されている。
- (3) 一方、個人信用情報の活用は信用取引の要である。情報を利用し、適正に与信判断が行われれば、消費者の生活を破綻させる多重債務の発生の抑止につながることに加え、貸倒れの減少等による与信コストの減少や競争の促進を通じた金利・手数料の低下をはじめとしたサービスの向上による消費者利益の増進にも貢献する。
- (4) このような問題意識の下に、当懇談会（座長：堀部政男中央大学法学部教授）では、法律、経営、消費者問題等の専門家がメンバーとなって、昨年4月以来16回にわたり、個人信用情報の保護・利用の在り方についての検討を続けてきた。
- (5) この報告書は、当懇談会での検討の成果を整理したものである。改めて現状と問題意識、それらを踏まえた基本的な考え方を示した上で、そのような問題意識、考え方に即した個人信用情報の保護・利用のためのルール、対応策としてはどのような要素があり得るのか、諸外国の立法例なども踏まえながらできるだけ具体的に論じている。情報の保護・利用のためのルールは、個人情報一般の保護法で手当てするべきであるとの考え方、あるいは消費者が与信を受ける場合の消費者の権利等を一般的に規定する法律で措置するべきであるとの考え方もあり得るが、当懇談会としては、問題の重要性、緊急性にかんがみ、個人信用情報を対象とす

る保護・利用のための法的措置をできるだけ早期に講じることが望ましいと考えるものである。その場合には、この報告の中で示された種々のルールについての考え方が立法作業の出発点になろう。また、法的措置と併せて業界の自助努力としての自主ルール、約款等が相互に補い、役割分担を行うような重層的な制度整備を図るべきである。社会一般の情報の保護、利用に対する関心の高まりの中で、この報告書を基に、今後関係者においてばかりではなく、広く活発に議論が行われていくことを期待する。

## I 個人信用情報の保護・利用に関する現状と問題意識

- (1) 現在、一般消費者が金融機関、貸金業者、クレジット業者等から与信を受ける場合には、これら与信業者は、与信に当たって、貸倒れを避け、また、債務を適正に管理する観点から、顧客の資産、負債、収入、過去の債務の返済状況など返済能力・支払能力を判断するための「個人信用情報」を収集、蓄積し、利用している。例えば、クレジットカードにより一定額以上の購入を行う場合には、クレジットカード会社の加盟店である販売店ではカード会社のコンピューター・システムを通じてカード利用のオーソリゼーションを受ける。このような与信業者ごとの個人信用情報の収集・蓄積・利用に加え、与信業者は個人信用情報を相互に交流させている。このような情報交換の場となっているのが「信用情報機関」である。各与信業者は、このような機関に自らが収集した情報の「登録」を行うとともに、必要な時に特定個人の情報を照会し、利用している。
- (2) 我が国では、信用情報機関が業態（金融機関、貸金業者、クレジット業者）ごとに設立されており（それぞれ全国銀行個人信用情報センター、全国信用情報センター連合会、シー・アイ・シー）、また、一部の業者が業態横断型の信用情報機関（CCB：セントラルコミュニケーションビューロー）に加盟している。これら4つの信用情報機関のほかに、債権回収代行組合（注1）が自らの回収を円滑にするために設立した情報会社が個人信用情報の蓄積を行っている。

### （注1）債権回収代行組合

信販会社、貸金業者、リース業者、電話会社、通販会社、百貨店等で組織された民法上の任意組合。各組合員が保有する不払い債権の回収や管理を行う。

- (3) また、一般的に個人信用情報は、与信業者、信用情報機関、情報主体の間でやり取りされるだけでなく、販売加盟店、電算処理等の受託業者、保証会社又はグループ企業等幅広い者の間でやり取りされている。さらに名簿業者といわれるものが個人信用情報を含む個人情報の売買を行っている。これらの結果、個人信用情報が情報主体の知らないところで流通している場合がある。
- (4) 社会的にも個人情報の売買の実態や漏洩事件が注目され、最近でも例えば個人信用情報分野では信用情報機関、金融機関等からの漏洩（社員による場合や電算処理等の委託先からの漏洩の場合等）がクローズアップされてきている。個人のプライバシーに対する関心の高まりの中で、これらは大きな社会問題となっている。また、クレジットによる商品の購入を取り消したら、ネガティブ情報として信用情報機関に登録されていた、同姓同名の他人のネガティブ情報により取引を拒絶された、金銭の借入をしたら他の業者から多数のダイレクトメールが届くようになった等の苦情が消費者相談機関に寄せられており、個人信用情報の利用のされ方に対する不安感も高まっている。

(5) 国際的には個人情報保護強化の流れにある。1970年代に欧米で個人情報保護法が制定されるようになり、これらを受けてOECD (Organisation for Economic Cooperation and Development : 経済協力開発機構) は、1980年9月、個人データ保護に関する8原則(注2)を含む「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」を採択した。これに基づいてOECDの他の加盟国も個人情報保護法を制定するようになってきている。

(注2) OECDの8原則

- ① 収集制限の原則 (適法かつ公正な手段によって、かつ情報主体の同意を得た上で収集されるべき)
- ② データの質維持の原則 (利用目的に沿ったものであるべきであり、正確かつ最新のものに保たなければならない)
- ③ 目的明確化の原則 (収集目的は明確化されなければならない、データの利用は目的の達成に限定されるべき)
- ④ 利用制限の原則 (データ主体の同意がある場合又は法律の規定による場合を除いて、明確化された目的以外のために開示利用その他の使用に供されるべきではない)
- ⑤ 安全保護の原則 (データの紛失、不当なアクセス、漏洩、本人以外による修正等の危険に対し、合理的な安全保護措置をとらなければならない)
- ⑥ 公開の原則 (データの存在、性質及び利用目的、データ管理者等を公開すべき)
- ⑦ 個人参加の原則 (個人は自己のデータに対し、開示権、修正権、削除権、異議申立て権等を有する)
- ⑧ 責任の原則 (データ管理者は、上記の諸原則を実施するための措置に従う責任を有する)

(6) EU (European Union : 欧州連合) では、1995年10月に公的部門及び民間部門の保有する個人データ一般に関する「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令」(EU指令)が採択された。EU15か国では、既にこの指令に従った個人情報全般を対象とした保護法制が整備されつつある。

(7) 個人情報保護に関する法制には、個人情報全般を一つの法律で規定するオムニバス方式と、特定分野ごとにそれぞれ法律で規定するセグメント方式がある。例えば、英国では個人情報一般を対象とした保護法が成立する以前に、個人信用情報については消費者信用法を設け、その保護を図ってきた。また、米国では分野ごとの個別法(公正信用報告法、金融プライバシー法等)により保護がなされている。民間の保有する情報保護については、アジア太平洋地域でも韓国(個人信

用情報)、台湾(個人情報一般)、香港(個人情報一般)及び豪州(個人信用情報)において何らかの個人情報保護法制が整備されている。

- (8) これに対し、我が国では行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護については立法措置がなされているものの(「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」1988年12月公布)、民間が利用する個人情報の保護については、基本的に立法措置が講じられていないのが現状である。貸金業規制法及び割賦販売法には、信用情報機関を通じた情報の利用を前提に、信用情報機関が保有する情報を返済能力・支払能力を調査する目的以外に使ってはならないという規定があるが、罰則規定による担保はない。これらを踏まえた通達(注3)も発出されているが、通達の性格から強制力はなく、また、信用情報機関を経由しない与信業者の個人信用情報の収集等については対象外となっている(なお、大蔵省銀行局が財務局宛に発出した通達については、事務ガイドラインに変更し、金融監督庁発足後、同庁が引き継ぐ予定)。さらに、通産省による民間部門の電子計算機処理に係る個人情報の保護のガイドライン、金融情報システムセンター(FISC)による金融機関等における個人データ保護のためのガイドライン等も設けられており、民間部門の自主ルールに基づく情報保護のための努力が行われているが、これもガイドラインの性格上限界がある。

(注3) 貸金業規制法、割賦販売法を踏まえた通達(いずれも昭和61年3月4日発出)の主な内容

信用情報機関の取り扱う信用情報について、登録、照会、使用、管理等を行うに当たっては、プライバシー保護に配慮し、信用情報が目的外に使用されることを防止するなど、信用情報を適正に取り扱う必要がある。信用情報機関及び与信業者は、信用情報の管理等に当たり、信用情報の正確性及び最新性を常に維持するとともに、目的外利用の禁止、漏洩防止等の措置を講ずる必要がある。また、顧客からの開示請求等があったときは、適切かつ迅速な処理が図られるよう努めるものとする。

- (9) また、信用情報機関も含め情報を現に利用するものの中でも、与信を行った業者以外は消費者と契約関係にないため、契約の適正化のみにより個人信用情報の保護を図っていくことにも限界がある。現行の民法では不法行為に対する救済措置は損害賠償が原則であるが、不法行為の立証が困難であることも含め、個人信用情報に対する保護が十分ではないとの指摘もある。
- (10) 上述のEU指令の注目すべき点の一つとして、「個人データの第三国への移転」についての規定があり(注4)、EU非加盟国において個人データの保護レベルが不十分な場合には、データ主体が明確な同意を与えている場合や移転が重要な公共の利益に基づいて法的に要求される場合等一部の例外を除いてこれらの



第三国へのデータの移転が制限されている。我が国での立法措置の必要性や内容を考えるに当たっては、この点にも留意する必要がある。

(注4) EU指令の「個人データの第三国への移転」についての規定

「加盟国は、処理されている又は処理される予定にある個人データの第三国移転は、当該第三国が適切なレベルの保護を提供している場合に限られることを法律により定めなければならない。」(第25条第1項要旨)

「第三国が十分なレベルの個人データ保護を確保していないことを欧州委員会が認定した場合には、加盟国は当該第三国に個人データの移転を阻止するための必要な措置をとるものとする。」(第25条第4項要旨)

「国内法に特別な事情に関する別段の規定がない限り、第25条からの免除として、データ主体の明確な同意がある場合、データ主体と管理者との契約の履行のためである場合、重要な公衆の利益のためである場合、重要な公共の利益に基づいて法的に要求される場合等一定の条件に基づき、第三国に対する個人データの移転を行うことができる。」(第26条要旨)

- (11) 一方、適正与信や過剰貸付の防止のためには、個人信用情報の収集、利用、さらには共有が不可欠であり、上述のように貸金業規制法及び割賦販売法においても信用情報の利用についての規定が置かれている。自己破産の急増に象徴される多重債務問題の解決のためには、与信業者による信用情報機関の情報活用に加え、信用情報機関相互の情報交流の推進が必要であるとの指摘もなされている。現在、業態別に設立された3つの信用情報機関はCRIN (Credit Information Network) というシステムで結ばれ、相互に債務の不払い等の「ネガティブ情報」の交流が行われているが、債務残高等の「ポジティブ情報」の交流は進んでいない。これが、多重債務者が返済のために借金を繰り返すことを防げないことの一つの原因になっているという指摘もある。また、これらの信用情報機関はその登録情報の質の向上に努めてきたが、適正与信や過剰貸付防止のためには未だ充分とは言えないのが現状である。さらに、与信業者の全てが信用情報機関に加盟しているわけではなく、加盟していても、登録や照会が徹底されていない場合もある。
- (12) 当懇談会においては、第一に、個人信用情報の保護のためには何らかの制度的枠組みの強化、構築が不可欠ではないか、その際には、EU諸国をはじめとする世界的な個人情報保護の潮流を踏まえ、それとの整合性を図る必要があるのではないか、第二に、本人の同意や安全保護措置等を適切に講じることを前提に、個人信用情報の適正な利用を積極的に容認することにより、健全な与信システムの確立を目指す必要があるのではないか、との問題意識のもとに検討を行った。

## II 基本的考え方

### 1. 個人信用情報保護の必要性

- (1) プライバシー権は「私生活の平穩の保護」という従来 of 捉え方に加え、情報が大量かつ広範に流通する現代においては、情報の流通を前提に「自己に関する情報の流れをコントロールする権利」と捉える考え方が主流になってきている。個人信用情報の保護に当たっても、このようなプライバシー権の考え方を基本に必要な措置を考えていく必要がある。
- (2) 個人情報の保護は営業活動の前提条件であり、個人情報保護に反して営業活動を行う自由が憲法上保障されているわけではない。
- (3) プライバシー保護に関しては、従来から守秘義務という概念があった。例えば、医療情報は個人信用情報よりもセンシティブな情報と言えようが、これは刑法に基づく医師の守秘義務により保護がなされている。このほか、弁護士、公認会計士、電気通信事業者についても各法律で守秘義務の規定が置かれている。一方、プライバシーに関わる個人情報であっても、雇用、教育、旅行等に係る情報については、現在のところ法律による保護は守秘義務の規定を含めて全く整備されていないのが現状である。いずれにせよ、プライバシー権を上述のように自己情報コントロール権と考えた場合、守秘義務による保護だけでは不十分であり、情報主体の権利保護の観点から、国際的な立法例と整合性を持たせつつ、後述する同意原則やアクセス権などを含めた幅広い措置を考えていくことが必要であると思われる。
- (4) このように、我が国においては法律に基づくプライバシー保護が一般的に不十分であることから、プライバシー保護法のような一般的な個人情報の保護法の制定も検討すべきという意見があった。
- (5) しかしながら、個人信用情報の漏洩が相次いで社会問題となっており、この保護のための法整備が緊急の課題となっていることに加え、個人信用情報は、①与信時に半ば強制的に提供を求められ、②その内容も個人の信用力を判断するため、個人生活に係わる詳細な、かつセンシティブな情報が中心であり、③いわゆる与信業者のみが信用情報機関を通じて登録された情報を利用することができ、与信業者間で共有されることが多いほか、④情報の持つ経済的な価値が大きいため、実際に情報の不正入手・目的外利用の事件が発生している、といった事情があることから、他の個人情報に先駆けて措置する可能性を含め、個人信用情報についての立法をできるだけ早期に図るべきであると考えられる。
- (6) 業界等によるガイドラインについては、これらにおいて情報主体の権利等を明確にするとともに、違反行為に対する厳重な制裁や違反者の市場からの放逐等により自浄作用が働くような仕組みづくりの検討が必要であり、各業務分野ごと

にガイドラインの一層の整備を図っていくべきである。

- (7) なお、情報主体による情報のコントロールを保証するためには、情報の収集・利用のプロセスに情報主体のコントロールが発揮されやすくするような技術面、システム面での対応を図っていくことも必要である。

## 2. 適正与信のための個人信用情報利用の促進の必要性

- (1) 顧客への与信判断の材料は、個々の顧客から直接に入手するのが原則であるが、とりわけ顧客に不利な債務残高や延滞等の負債に関する情報については、正確な情報を入手するのは困難である。このため、与信業者は個人信用情報を信用情報機関を通じて共有し、その情報を活用することで適正与信を行うことが可能となる。
- (2) 信用情報機関を通じた情報の共有システムは適正与信の実施のためには不可欠な社会的インフラとして位置づけられるものであり、諸外国においても一般的に行われているものである。
- (3) 現在、我が国においては、業界全体として与信額が拡大している反面、不良債権の発生も増加しており、これによる損失は、他の債務者の犠牲によりカバーされているとの指摘がある。こうした問題の背景に与信の適正化につながる信用情報機関への個人信用情報の登録、照会が徹底されていないことを挙げる意見もある。
- (4) また、現在は、多くの業者の加盟している3つの信用情報機関は業界ごとに設立されており、これらの信用情報機関が上述のCRINのシステムを通じて行う情報交流は一定の評価は得ているものの、既述のように交流内容は限定的である。
- (5) このような現状を踏まえると、適正与信や多重債務防止の観点からは、信用情報機関への情報の登録の促進、信用情報機関をまたがる情報の交流の促進を含め、積極的に個人信用情報の利用、交流を促進するべきであるとの意見が大勢であった。このような立場に立てば、適切な情報の収集、利用及びその共有は、個々の業者自身が受けるであろうメリットを上回る与信業者全体又は社会全体のメリットがあるという点で、外部経済効果を持っていると解し得る。
- (6) しかし一方で、信用情報機関は、機関を構成する与信業者の貸倒れ防止の必要性から、これまで業界ごとに独自に設立され、それが今や消費者信用の分野における社会的インフラとしてその機能を果しているものであり、あえて制度的に個人信用情報の利用促進を図るには及ばないとの意見もあった。もっとも、このような立場でも、例えばネガティブ情報や債務残高情報の交流を促進することを否定するものではない。
- (7) 個人信用情報の保護の強化を図るあまり、情報の適正な利用が妨げられてしま

うことにならないよう留意すべきである。

### Ⅲ 個人信用情報の保護のための措置

#### 1. 保護の対象となる個人信用情報の範囲

- (1) 与信業者が与信時に収集する情報としては、例えば氏名、住所、家族構成、勤務先のほか収入、借入状況等のような個人の経済状況に関する情報、さらには、今後の商品の購買予定や趣味といった一般的アンケートのような情報項目もある。
- (2) 保護の対象となる個人信用情報の定義の一つの考え方として「与信との関連で収集・保有・利用される情報で返済能力・支払能力を判断するための情報」とすることが考えられる。具体的には、与信との関連で本人識別情報（氏名、年齢、住所、生年月日等）とともに収集される、①個人の経済状況に関する情報で信用判断に直結する情報（個人の資産、負債、収入、支出及び過去の債務の返済状況などこれらに関する重要な取引情報等）、②間接的に個人の経済状況を推認させる情報（勤務先、家族構成、住居状況等）、③当該与信契約そのものに係る情報（与信額、取引口座名、当該債務の返済状況等）が含まれる。
- (3) 個人の経済状況に関する情報は、一般的取引において容易に明らかにされることのない秘密性の高い情報であり、本来、秘匿されるべきものであること、また、誤情報や漏洩等が生じた場合の情報主体への影響は大きいことから、他の個人情報に比べ保護の必要性は高いと考えられる。
- (4) このうち、債務の返済状況は、信用判断に直結する重要な情報であって、最も情報交流の必要性が高いものであることから、通常与信業者から信用情報機関にも登録がなされている。これに関する情報は、いわゆるネガティブ情報（延滞、代位弁済、破産といった事故情報）とポジティブ情報（弁済事実や債務残高）に分類し得る。
- (5) 本人に対する評価といった客観的でない情報は、内容によっては、利用することや開示、誤情報の訂正が困難な場合もあり得るが、一方でセンシティブな情報であり、漏洩等により本人の社会的信用等への影響も大きいことから、慎重な対応が求められる。
- (6) 与信業者からの顧客リストの漏洩が社会問題となっているが、顧客リスト自体には本人の氏名、住所等しか記載されていないケースもある。しかし、どこから与信を受けたか特定されることは、本人の返済能力・支払い能力の判断に重要な情報となることから、個人信用情報に含めて考える必要がある。
- (7) 本人識別情報それ自体は保護措置が不要という考え方もある。しかしながら、本人識別情報が他の情報を引き出すためのキーとして使われる場合（例えば、生

年月日が分かると信用情報機関から情報を引き出せる)には、これを防止しないと情報保護が不十分になるおそれがある。また、クレジットカード番号のように与信のキーとなるような本人識別情報についても保護措置を講ずるべきである。

- (8) 我が国の行政機関が有する個人情報の保護法においては、大量かつ組織的に管理される情報の適正管理や情報開示の必要性を考慮して、電算情報のみを対象としている。しかし、個人信用情報は与信時に半ば強制的に提供させられ、個人の信用力を判断するために重要な情報で、かつセンシティブな情報が中心であり、アクセス権の重要性、与信業者の業務の現状や漏洩のリスク等も考えると、与信業者の過重な事務負担とならないよう配慮しつつ、電算情報だけではなくマニュアル情報（電算に入っていない情報）も保護の対象とすべきである。
- (9) 販売信用の場合、購入商品に関する情報や、貸金の場合、資金使途に関する情報も業者により収集されることがある。購買履歴も商品や金額によってはプライバシーに深く関わるものであること、与信を伴う場合に特に収集されやすい情報であること、さらに高額な商品の購買履歴は信用判断の重要な要素ともなり得るし、少額の個々の購買履歴もこれを集積していけば与信判断の材料として利用可能となることから、与信に伴うものについては保護措置を講じるべきである、との意見があった。一方、これらの購買履歴は商店で現金により買物をする場合にも収集され得る情報であり、個人情報一般と区別して取り敢えず個人信用情報のみを保護の対象とする場合に、規制のバランスを考えると、購買履歴まで対象とするのは行き過ぎであり、慎重に検討する必要があるのではないかとの意見もあった。
- (10) 金融機関は与信以外にも広範な業務を行っており、上記(2)の定義には直接該当しないものも含め、多くのセンシティブでかつ情報の持つ経済的な価値が大きい個人情報を収集・利用している。既に金融機関の自主ガイドラインでは、これらの個人情報を一般的に保護の対象としているが、新たに立法等により個人信用情報の保護を図る場合、これらをどう扱うかが問題となる。
- (11) 例えば、金融機関は預金を受け入れており、与信業務と無関係にも預金に関する情報を一元的管理の下に大量に収集している。金融機関においては、これらの預金情報を自らの与信判断に利用することもあり得ると考えられ、このような場合に上記の定義によれば、与信判断に用いられた預金情報のみが、個人信用情報に含まれる一方、それ以外の一般的な預金情報は個人信用情報には当たらないことになる。しかし、与信判断に利用した預金情報とそうでない一般の預金情報とを区分して管理することは困難であり、情報漏洩等が生じた場合、たまたま与信判断に利用されたか否かで罰則の対象となったり、ならなかったりすることも不適当である。このため、金融機関の収集・保有する預金情報については、与信判